

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6041106号
(P6041106)

(45) 発行日 平成28年12月7日(2016.12.7)

(24) 登録日 平成28年11月18日(2016.11.18)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 5/02 (2006.01) B 6 5 D 5/02 Z
A 4 7 G 19/06 (2006.01) A 4 7 G 19/06

請求項の数 15 (全 17 頁)

| | | | |
|---------------|-------------------------------|-----------|---|
| (21) 出願番号 | 特願2013-557194 (P2013-557194) | (73) 特許権者 | 513187184 |
| (86) (22) 出願日 | 平成24年2月28日 (2012. 2. 28) | | ツァニーニ リストラッツィオーネ エス . アール. エル. |
| (65) 公表番号 | 特表2014-511318 (P2014-511318A) | | イタリア国 アイー37121 ヴェロー ナ, ピアッツァ ブラ 22 |
| (43) 公表日 | 平成26年5月15日 (2014. 5. 15) | (74) 代理人 | 100091683 |
| (86) 国際出願番号 | PCT/IB2012/050910 | | 弁理士 ▲吉▼川 俊雄 |
| (87) 国際公開番号 | W02012/120406 | (74) 代理人 | 100179316 |
| (87) 国際公開日 | 平成24年9月13日 (2012. 9. 13) | | 弁理士 市川 寛奈 |
| 審査請求日 | 平成27年1月22日 (2015. 1. 22) | (72) 発明者 | ツァニーニ, ロベルト |
| (31) 優先権主張番号 | VR2011A000048 | | イタリア国 アイー37121 ヴェロー ナ, 2, ヴィア デイ モンテッキ |
| (32) 優先日 | 平成23年3月9日 (2011. 3. 9) | 審査官 | 高橋 裕一 |
| (33) 優先権主張国 | イタリア (IT) | | |
| (31) 優先権主張番号 | VR2011A000137 | | |
| (32) 優先日 | 平成23年7月6日 (2011. 7. 6) | | |
| (33) 優先権主張国 | イタリア (IT) | | |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 移動中に消費されるべき食品および／または飲物用の容器およびそれを製造するための方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

移動中に消費されるべき食品および／または飲物用の容器であって：

移動中に消費されるべき少なくとも1つの食品を含有するための、または移動中に消費されるべき食品または飲物を含有する第1の受け器を支持するための、少なくとも第1のホルダ(3)を形成する第1の部分(24)；および

前記第1の部分(24)に接続されかつ移動中に消費されるべき少なくとも1つの食品または飲物を含有する第2の受け器を支持するための、少なくとも第2のホルダ(4)を形成する少なくとも第2の部分(25)；を備え、

前記容器(1)の使用のための位置において、前記第1のホルダ(3)および前記第2のホルダ(4)が、一方が他方の上に、かつ一方が他方の下に配置され、ならびに、それらがユーザに、食品をそれに挿入してかつ食品をそれから除去するための、または前記第1の受け器をそれぞれ挿入してかつ除去するための前記第1のホルダ(3)への、および前記第2の受け器をそれに／から挿入してかつ除去するための前記第2のホルダ(4)への、両方への独立アクセスを可能にするような方法で互いに間隔を置かれることを特徴とし、かつまた、それがさらに、前記第1の部分(24)におよび前記第2の部分(25)に固定されてかつ下部ホルダへの上方からのアクセスのための少なくとも1つの開口(29)を形成する少なくとも1つの第3の接続部分(28)を備え、

前記第1のホルダ(3)内にまたは前記第2のホルダ(4)内に挿入される受け器を上部から保持するための第2の保持手段を備え、

10

20

前記第2の保持手段が、それらが前記受け器をロックしてその除去を防ぐ第1の位置とそれらがその除去を可能にする第2の位置との間を移動することが可能な1つ以上のロックタブ(23)を備えることを特徴とする容器。

【請求項2】

前記第1のホルダ(3)が、前記第2のホルダ(4)より上に配置されることを特徴とし、かつ前記第2の部分(25)が、リングの形状を有すること、および前記第2のホルダ(4)がそのリングの内側部分によって形成されることを特徴とする請求項1に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項3】

前記第1のホルダ(3)が、前記第2のホルダ(4)より上に配置されることを特徴とし、かつ前記第1の部分(24)が、リングの形状を有すること、および前記第1のホルダ(3)がそのリングの内側部分によって形成され、かつ、第1の受け器だけを支持するように設計されていることを特徴とする請求項1または2に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

10

【請求項4】

前記第1のホルダ(3)内にまたは前記第2のホルダ(4)内に配置される受け器を底部から保持するための少なくとも第1の保持手段(30)を備えることを特徴とする請求項1、2または3に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項5】

リングの形状を有する前記第2の部分(25)によって、または、リングの形状を有する前記第1の部分(24)によってそれぞれ形成されるリングの内側部分が、下方へ減少する断面を有し、したがって、前記第1の保持手段(30)を形成することを特徴とする請求項4に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

20

【請求項6】

前記第1の保持手段(30)が、前記第1のホルダ(3)内にまたは前記第2のホルダ(4)内にそれぞれ取り付けられる少なくとも1つの底部要素(21)を備えることを特徴とする請求項4または5に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項7】

前記第1の保持手段(30)が、前記第1のホルダ(3)内にまたは前記第2のホルダ(4)内にそれぞれ配置されて、かつ前記第1のホルダ(3)および前記第2のホルダ(4)の内部の方へカンチレバー-スタイルで延伸する1つ以上の突出要素(37)を備えることを特徴とする請求項4または5に記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

30

【請求項8】

前記第2の保持手段が、前記受け器の上部がその中に挿入されることができるとも1つのスリット(34)を備えることを特徴とする請求項1~7のうちいずれかに記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項9】

前記第1のホルダ(3)および前記第2のホルダ(4)が、互いに位置合わせされることを特徴とする請求項1~8のうちいずれかに記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

40

【請求項10】

前記第1の部分(24)が、少なくとも下壁(26)および前記下壁(26)に連結される少なくとも周辺横方向壁(27)を備え、したがって、前記周辺横方向壁(27)と共に少なくとも前記第1のホルダ(3)を形成することを特徴とする請求項1~9のうちいずれかに記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項11】

それがさらに、支持用ハンドル(33)を備えることを特徴とする請求項1~10のうちいずれかに記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

50

【請求項 1 2】

それ自体の上に折り曲げられてかつ接着されるかまたは固定される平坦な硬いまたは半分硬い材料(2)の単一部材でできていることを特徴とする請求項 1 ~ 1 1 のうちいずれかに記載の移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器。

【請求項 1 3】

移動中に消費されるべき少なくとも1つの食品を含有するための第1のホルダ(3)および飲物を含有する受け器を支持するための少なくとも第2のホルダ(4)を備える、移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器(1)を製造する方法であって、そこにおいて、前記容器(1)の使用のための位置において、前記第1のホルダ(3)および前記第2のホルダ(4)が、一方が他方の上に、かつ一方が他方の下に配置され、ならびに、それらがユーザに、食品をそれに挿入してかつ食品をそれから除去するための前記第1のホルダ(3)への、および前記第2の受け器をそれに/から挿入してかつ除去するための前記第2のホルダ(4)への、両方への独立アクセスを可能にするような方法で互いに間隔を置かれ、それが以下の動作ステップ、すなわち：

上縁部(5)、下縁部(6)および2つの横方向縁部(7)を備える平坦な硬いまたは半分硬い材料(2)の部材を利用するステップ；

残りの材料に接続される材料のフラップ(10)の材料内の境界を決めるために前記材料(2)の部材内に主にU型の切れ目(9)を造るステップであって、前記切れ目(9)の方向が、前記Uの上部が前記上縁部(5)に向かうようであるステップ；

前記材料のフラップが、少なくとも部分的に反対側に配置され、かつ前記材料のフラップ(10)と前記上縁部(5)との間に位置する前記材料の部分から間隔を置かれるまで、少なくとも前記上縁部(5)の方へ前記残っている材料に対して前記材料のフラップ(10)を折り曲げるステップ；

それらが、前記材料の折り曲げられたフラップ(10)上に、および少なくとも前記下縁部(6)で互いの上に、の両方に少なくとも部分的に重ね合わせられるまで、前記横方向縁部(7)に隣接した前記材料の横方向部分(16)を互いの方へ折り曲げるステップ；および、

前記材料のフラップ(10)および前記他の折り曲げられた横方向部分(16)を適所に固定するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 1 4】

前記横方向縁部(7)と隣接している前記材料の横方向部分(16)を折り曲げる前記ステップが、前記容器(1)が前記下縁部(6)の方へ前記上縁部(5)から減少している断面を有するような方法で前記上縁部(5)でと比べて前記下縁部(6)でより多く前記材料を折り曲げるステップを含むこと特徴とする請求項 1 3 に記載の方法。

【請求項 1 5】

第1の受け器を支持するための第1のホルダ(3)および第2の受け器を支持するための少なくとも第2のホルダ(4)を備える、移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器(1)を製造する方法であって、そこにおいて、前記容器(1)の使用のための位置において、前記第1のホルダ(3)および前記第2のホルダ(4)が、一方が他方の上に、かつ一方が他方の下に配置され、ならびに、それらがユーザに、前記第1の受け器を挿入してかつ除去するための前記第1のホルダ(3)への、および前記第2の受け器をそれに/から挿入してかつ除去するための前記第2のホルダ(4)への、両方への独立アクセスを可能にするような方法で互いに間隔を置かれ、それが以下の動作ステップ、すなわち：

上縁部(5)、下縁部(6)および2つの横方向縁部(7)を備える平坦な硬いまたは半分硬い材料(2)の部材を利用するステップ；

前記材料(2)の部材の中央領域内に貫通開口部(29)を造るステップ；

それらが、前記下縁部(6)および前記上縁部(5)の両方で少なくとも部分的に重ね合わせられるまで前記横方向縁部(7)に隣接した前記材料の横方向部分(16)を互いの方へ折り曲げるステップ；および、

10

20

30

40

50

前記折り曲げられた横方向部分(16)を適所に固定するステップ;を含み、

前記横方向縁部(7)と隣接している前記材料の横方向部分(16)を折り曲げる前記ステップが、前記容器(1)が前記下縁部(6)の方へ前記上縁部(5)から減少している断面を有するような方法で前記上縁部(5)でと比べて前記下縁部(6)でより多く材料を折り曲げるステップを含むことを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器およびそれを製造するための方法に関する。

10

【背景技術】

【0002】

毎日の生活の多くの場合で、人々は、立つまたは歩く間に彼らが飲食する必要がある状況に置かれる場合がある。例えばそれは、軽食、パーティー、その他の場面、およびファーストフード小売店から購入されて移動中に消費される食品の場合の両方で起こる可能性がある。例えば、人は一方の手でフレンチフライを、もう一方の手で飲物を含むカップまたは小さなボトルを買うことができる。本発明は、後者のセクターを主に対象とする。

【0003】

これらの状況では、問題は両方の手が一杯(食品で片手および飲物でもう一方の手)であるので、何もこぼさずに食べることは困難であるということである。

20

【0004】

この理由のために、長年にわたって、人が片手を用いて食品容器および飲物受け器の両方を支持することを可能にする一連の解決策が開発されてきた。

【0005】

例えば、(特許文献1)が、片手でプレートおよびカップの両方を支持するのに用いられることができる複合支持物を記述する。

【0006】

別の例が(特許文献2)内に記述され、食品用のチューブ状容器の上部が、飲物を含むカップがその中に挿入されることができるホルダを備えている。食品は、チューブ状容器の底で開けられるドアを通して除去される。

30

【0007】

しかしながら、それらは、それらが用いられた後で捨てられることができる単純で安価な物を必要とするファーストフードを利用するセクターにとって完全に不適切な解決策である。

【0008】

そのセクターに対する最も興味深い解決策は、飲物用の支持物がそれ自体で食品用の容器を形成するものである。

【0009】

第1のタイプのこの種の支持物において、飲物用のカップおよび食品用の容器が、単一本体を形成してかつ互いに連携して機能する。例えば、(特許文献3)および(特許文献4)において、カップの蓋部が食品用の容器の底部を形成するような方法で、飲物用のカップの上部に連結されるダンボールのホッパー状の部材を用いて食品用の容器が得られる。しかしながら、飲むために、ユーザはカップの蓋部、食品および食品容器を貫通するストローを用いなければならない。

40

【0010】

しかしながら、この第1のタイプの支持物は、欠点なしではない。

【0011】

第1に、ストローがそれを通して挿入されるカップの蓋部によって食品用の容器の底部が形成される事は、食品によって飲物を汚染するリスクがあることを意味する。例え

50

ば、フレンチフライが容器内にある場合、塩またはソースが、ストロー用に造られた穴に入り込んで飲物に達するかもしれないリスクがある。

【0012】

第2に、飲物用の蓋部が販売スタッフによって常に手で扱われるので、それが食品と接触してその後配置されることは衛生リスクがあることを意味する。

【0013】

さらに、食品を飲物より先に食べ終わる場合、そのタイプの支持物については、カップの蓋部およびストローが食品によって汚れているので、残りを捨てて、カップだけを持ち続けることは現実的に可能でない。

【0014】

部分的に逆にされるとはいえ、食品用の容器がカップの蓋部を形成する（特許文献5）における解決策の場合に、類似した問題がまた見いだされる。

【0015】

対照的に、その発明の概念が本発明の実施態様を同様に包含する更なる従来技術タイプにおいて、単一物が、一方では食品用の容器を形成し、かつ他方では飲物を含むカップ/ボトル用の支持物を形成する。

【0016】

この種の解決策の例が、（特許文献6）、（特許文献7）、（特許文献8）、（特許文献9）内におよび（特許文献10）内に記述される。

【0017】

この従来技術解決策の全てにおいて、支持物が主に水平に延在し、それが、並んで配置される少なくとも2つの部分を備える。第1のプレート/トレイ形状の部分が食品を含むように設計され、第2の部分が、カップが挿入されることができるホルダを形成する。

【0018】

従来解決策より便利であるとはいえ、これらも欠点なしではない。

【0019】

主要な欠点は、前記タイプの支持物が支えるのが容易でないことである。実際、ユーザは1つの縁部で支持物を、すなわちカンチレバー-スタイルで突き出している重量の全てを保持しなければならない。問題の重量が6/700グラムを容易に上回る可能性があるため、ユーザが支持物を水平にし続け、かつ彼の指でつかみ続けるために腕を常に直角に曲げるように保たなければならないので、その突き出す方法でそれらを長い時間の間支持するのは疲れるかもしれない。

【0020】

第2に、容器がつかまれる場所に対して、重量が平衡を失っているため、食品または飲物のどちらかをこぼすリスクが常にある。

【0021】

第3に、この種の支持物は通常、プラスチック材料を成形することによって作り出されなければならない、製造コストに負の影響を伴う。

【0022】

最後に、一方が食品を含むし他方が飲み物を含む（または両方共食品用または両方共飲物用の）、2つの別々の受け器を支持するように設計された従来技術容器が存在しないことに注意されるべきである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0023】

【特許文献1】米国特許第7453869号明細書

【特許文献2】米国特許第6060097号明細書

【特許文献3】米国特許第5725117号明細書

【特許文献4】米国特許出願第2005/0133580号明細書

10

20

30

40

50

【特許文献 5】米国特許出願第 2003/089725 号明細書
 【特許文献 6】米国特許出願第 2006/0261075 号明細書
 【特許文献 7】米国特許出願第 2004/0084458 号明細書
 【特許文献 8】米国特許出願第 2004/0040882 号明細書
 【特許文献 9】米国特許出願第 2006/0118453 号明細書
 【特許文献 10】米国特許第 5184750 号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0024】

この状況において、本発明の基礎を形成する技術目的は、上述の欠点を克服する移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器を提供することである。 10

【0025】

特に、本発明の技術目的は、別々に飲食物を保持するおよび人の手で保持するのに従来技術容器より容易な移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器を提供することである。

【0026】

本発明の更なる技術目的は、製造するのが容易なおよび安価な移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0027】

特定される技術目的および示される目標は、添付の請求項にて記述する、移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器およびそれを製造するための方法によって実質的に達成される。 20

【図面の簡単な説明】

【0028】

本発明の更なる特徴および利点は、移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器およびそれを製造するための方法の、いくつかの好ましい、限定されない実施態様を例示する添付の図面を参照して、詳細な説明により明白になり、そこにおいて、

【0029】

【図 1】本発明に従う第 1 の容器が得られることができる材料の部材の不等角平面図である； 30

【図 2】図 1 の材料の部材から始める本発明に従う容器を製造するための一連のステップを例示する；

【図 3】図 1 の材料の部材から始める本発明に従う容器を製造するための一連のステップを例示する；

【図 4】図 1 の材料の部材から始める本発明に従う容器を製造するための一連のステップを例示する；

【図 5】図 1 の材料の部材から始める本発明に従う容器を製造するための一連のステップを例示する；

【図 6】図 1 の材料の部材から始める本発明に従う容器を製造するための一連のステップを例示する； 40

【図 7】図 1 から 6 のステップの順に従って得られる移動中に消費されるべき食品および/または飲物用の容器を例示する；

【図 8】図 1 の材料の部材の第 1 の代替実施態様の図である；

【図 9】図 8 の材料の部材によって得られることができる図 7 の容器の代替実施態様の図である；

【図 10】図 1 の材料の部材の第 2 の代替実施態様の図である；

【図 11】図 10 の材料の部材によって得られることができる図 7 の容器の第 2 の代替実施態様の図である；

【図 12】本発明に従う第 2 の容器がそれから得られることができる材料の更なる部材の 50

不等角平面図である；

【図 1 3】図 1 2 のそれに類似した、しかし 2 つのノッチなしの材料の部材を折り曲げる最初のステップの不等角平面図である；

【図 1 4】図 1 3 のその後、しかし再び図 1 2 の材料の部材に関する、第 2 の折り曲げのステップの図である；

【図 1 5】図 1 2 の材料の部材から得られる移動中に消費されるべき食品および / または飲物用の容器を例示する；および、

【図 1 6】図 1 2 の材料の部材の代替実施態様の図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 3 0 】

添付の図面を参照して、数字 1 は全体として本発明に従って製造される移動中に消費されるべき食品および / または飲物用の容器を示す。

【 0 0 3 1 】

添付の図面において、平坦な要素上の破線は、用いられる材料がその後それに沿って折り曲げられる線を示すことが注意されるべきである。実際、例示される実施態様において、容器 1 全体が、それが（有利にはダンボールでできている）主に平坦なような方法で延在する材料 2 の単一の硬いまたは半分硬い部材を折り曲げることによって得られる。

【 0 0 3 2 】

図 7 および 1 5 に示すように、本発明によれば、実質的に 2 つのタイプ：それが受け器内に含有される場合だけ食品を保持することが可能な第 1 のタイプ（図 1 5）およびその代わりに（明らかに、受け器がまたその中で用いられることができない何の理由もないとはいえ）受け器の必要性なしで直接食品を保持することが可能な第 2 のタイプの容器 1 を製造することが可能である。

【 0 0 3 3 】

単純な記述のために、以下に本発明に従う容器 1 の 2 つのタイプを製造するための好ましい方法の提示がまず提供され、そして次に、容器 1 のより一般的な特徴が記述される。

【 0 0 3 4 】

一般に、本発明に従う両方の製造方法は、移動中に消費されるべき少なくとも 1 つの食品を含有するためのまたは移動中に消費されるべき食品もしくは飲物を含有する第 1 の受け器を支持するための第 1 のホルダ 3、および移動中に消費されるべき食品または飲物を含有する第 2 の受け器を支持するための少なくとも第 2 のホルダ 4 を備える移動中に消費されるべき食品および / または飲物用の容器 1 を製造することを意図している。

【 0 0 3 5 】

上述した第 2 のタイプの容器 1（直接食品を保持することが可能なもの）から始めると、好ましい製造方法が、まず、平坦な硬いまたは半分硬い材料 2 の部材、例えば、四辺形の形状を主に有して上縁部 5、下縁部 6 および 2 つの横縁部 7 を備える、食品安全ダンボールの部材を利用するステップを含む。本発明の場面において、四辺形の形状を主に有する表現が、各縁部 5、6、7 のいずれの特別な成型も考慮に入れることなく、材料 2 の部材の大まかな形状を指すことに注意されるべきである。従って、その定義は図 1 の材料 2 の平坦な部材、および図 8 のそれ（形状の大まかな定義において下縁部 6 から外へ突き出す突起 8 は無視されることができ）、同じく図 1 0 のそれを含む。好ましい実施態様では、材料 2 の部材は、それに対して垂直でかつ上縁部 5 のおよび下縁部 6 の中心を貫通する対称面に対して実質的に対称な形状を有する。

【 0 0 3 6 】

しかしながら、注意されるべきことは、図 1、8 および 1 0 内に例示される材料の部材は、また、材料 2 の同じ部材内に、U の上部で残っている材料に接続される、かつ、対照的にその周辺部の残りに沿ってそれから切り離され、その結果、次いでそれが後で詳しく述べるように折り曲げられることができる、材料のフラップ 1 0 の境界を決めるために材料 2 の部材内に主に U 型の切れ目 9 を造る、本発明に従う方法の以降のステップをす

10

20

30

40

50

でに経た材料 2 の部材であることである。

【 0 0 3 7 】

U 型の切れ目 9 は U の上部が上縁部 5 に向かうような方向で造られる。有利には、好ましい実施態様では、U は上述の対称面に対して対称である。材料の U 型のフラップ 10 の高さは、それを上縁部 5 から切り離す材料のバンド 11 の高さより大きい。実際、後で詳しく述べるように、材料のフラップ 10 の高さは得られる容器 1 の第 1 のホルダ 3 の高さおよび深さの合計と等しい。対照的に、底部で、材料のフラップ 10 と下縁部 6 との間の距離は、要求に従って変化することができる。実際、後で詳しく述べるように、完成した容器 1 では、材料のフラップ 10 と下縁部 6 との間に位置する材料のバンド 12 は第 2 のホルダ 4 の一部を形成する。最後に、U の外形に関して、それが例示される実施態様内にどのように不規則な傾向を有するかは、注意されるべきである。実際、一旦容器 1 が完成されると、形状は最良の第 1 のホルダ 3 を提供するように設計された。しかしながら、外形は実施態様に従い変化することができる。

10

【 0 0 3 8 】

図 2 から 4 にて図示するように、この方法は、少なくとも残っている材料に対して、上縁部 5 の方へ材料のフラップ 10 を折り曲げるステップを含む。しかしながら、好ましい実施態様では、材料のフラップ 10 はまた、それ自体の上に折り曲げられる。一般に、材料のフラップ 10 が材料のフラップ 10 と上縁部 5 との間に位置する材料の部分の少なくとも部分的に実質的に反対側に配置されるが、それから間隔を置かれるまで、この折り曲げのステップは続く (図 4) 。

20

【 0 0 3 9 】

特に、好ましい実施態様では、材料のフラップ 10 は、U の両端部を接続する第 1 の湾曲した横折り目線 13 に沿って、残りの材料に対しておよそ 90 ° で平均して折り曲げられ、および、また、第 1 の折り目線 13 から所定の距離に位置する第 2 の湾曲した折り目線 14 に沿っておよび第 1 の折り目線 13 に対して反対の凹状でそれ自体の上におよそ 90 ° で平均して更に折り曲げられる。(第 1 の折り目線 13 と第 2 の折り目線 14 との間に位置する材料の部分によって形成される) 第 1 のホルダ 3 の底部の正しい折り曲げおよび正しい形状を可能にするために、第 1 のホルダ 3 の底部がホルダの内部の方へわずかに向いている形状を有することを可能にする最初の 2 本の線間の中間の第 3 の折り目線 15 もまた存在する (図 5) 。

30

【 0 0 4 0 】

この方法はさらに、横縁部 7 と隣接している材料の横方向部分 16 が互いに向かって (材料の残りに対しておよびそれ自体の上に) 折り曲げられる第 2 の折り曲げのステップを含む。それおよび材料の折り曲げられたフラップ 10 が少なくとも部分的に重ね合わせられるまで、前記横方向部分 16 の各々が折り曲げられる (例示される実施態様では、それは材料のフラップ 10 に重ね合わせられる横方向部分 16 である) 。さらに、2 つの横方向部分 16 が、図 6 に示すように、それらが少なくとも下縁部 6 で一方が他方の上に重ね合わせられるような方法で折り曲げられる。好ましい実施態様では、横方向縁部 7 と隣接している材料の横方向部分 16 を折り曲げるステップが、容器 1 が下縁部 6 の方へ上縁部 5 から減少している断面を有するような方法で上縁部 5 でと比べて下縁部 6 でより多く材料を折り曲げるステップを含む。換言すれば、折り曲げが完成した時、容器 1 は概略的に円錐台のそれである全体的な形状を有する。それは有利には、それらが下縁部 6 の方へ互いに収束するような方法で、横方向縁部 7 に対してある角度に曲げられる複数の折り目線 17 によって達成される。

40

【 0 0 4 1 】

注意されるべきことは、種々の折り曲げのステップの時間順が、要求に従って変化することができることである。さらに、他の実施態様では、種々の折り目の全てが、折り目線に沿ってではなく、しかし、単に材料を曲げることによって得られることができる。

【 0 0 4 2 】

本発明に従う方法の最終の必須のステップが、互いに対してそれらの最終位置に材

50

料のフラップ10および他の折り曲げられた横方向部分16を固定するステップを含む(図6内に例示されるもの)。例示される実施態様ではそれが接着することによって実行されるとはいえ、他の実施態様では、同じ結果がまた、他の方法を用いて達成されることができる(例えば、靴箱を造るような折り曲げられたダンボールを用いる三次元物体の製造で知られているそれに類似した方法で材料2の部材に造られる適切な要素に溝をつけるかまたは適所にくるみ込むことによって)。

【0043】

次いでそれからなされる使用に起因して一旦容器1が完成すると、それはただ(それぞれ上下の縁部に対応する)上部および下部だけでなく、主前面18(図7内に示される)、主後面19(図6-種々の折り曲げられた部分が重ね合わせられる表面)および2つの横方向二次表面20をもまた備える。

10

【0044】

上述した第1のタイプの容器1(関連の受け器を支持することによって食品を保持することが可能なだけのもの)を参照して、再びこの場合好ましい製造方法が、平坦な硬いまたは半分硬い材料2の部材、例えば、四辺形の形状を主に有して上縁部5、下縁部6および2つの横方向縁部7を備えるダンボールの部材を最初に利用するステップを含む。注意すべきことは、本発明の場面において、それに加えられる各縁部5、6、7の任意の特別成型または任意の突起を考慮に入れずに、四辺形の形状を主に有する表現が、材料2の部材の大まかな形状を指すことである。従って、その定義は図12の材料2の平坦な部材および図13のそれ、同じく図16のそれを含む(形状の大まかな定義では、完成した容器1内にハンドル33を形成するために上縁部5から外へ突き出す2つの部分32は、無視されることができる)。好ましい実施態様では、材料2の部材はそれに対して垂直でかつ上縁部5のおよび下縁部6の中心を貫通する対称面に対して実質的に対称である形状を有する。

20

【0045】

しかしながら、注意すべきことは、図12および16内に例示される材料の部材は、本発明に従って材料2の部材内にそれが完成した容器の中で下部のホルダへのアクセスを可能にする開口29を造る、前記方法の更なるステップをすでに経てもいる材料2の部材であることだ。有利には、好ましい実施態様において、開口29は上述の対称面に対して対称でおよびそれを上縁部5から切り離す材料のバンド11およびそれを下縁部6から切り離す材料のバンド12を識別する。完成した容器の中で、2つのバンド11および12はそれぞれ第1のホルダ3のおよび第2のホルダ4の一部を形成する。

30

【0046】

この方法はさらに、横方向縁部7と隣接している材料の横方向部分16が図13から15にて図示したように、互いの方へ(材料の残りに対しておよびそれ自身の上に)折り曲げられる折り曲げのステップを含む。それらが第1のバンド11および第2のバンド12の両方で他方の上に一方を重ね合わせられるまで、前記横方向部分16の各々が折り曲げられる。好ましい実施態様では、横方向縁部7と隣接している材料の横方向部分16を折り曲げるステップが、容器1が下縁部6の方へ上縁部5から減少している断面を有するような方法で上縁部5でと比べて下縁部6でより多く材料を折り曲げるステップを含む。換言すれば、折り曲げが完成した時、容器1は概略的に円錐台のそれである全体的な形状を有する。それは有利には、それらが下縁部6の方へ互いに収束するような方法で、横方向縁部7に対してある角度に曲げられる複数の折り目線17によって達成される。

40

【0047】

注意されるべきことは、種々の折り曲げのステップの時間順が、要求に従って変化することができることである。さらに、他の実施態様では、種々の折り目の全てが、折り目線に沿ってではなく、しかし、単に材料を曲げることによって得られることができる。

【0048】

本発明の方法の最終の必須のステップが、互いに対してそれらの最終位置に折り曲げられた横方向部分16を固定するステップを含む(図15内に例示されるもの)。例示

50

される実施態様ではそれが接着することによって実行されるとはいえ、他の実施態様では、同じ結果がまた、他の方法を用いて達成されることができ（例えば、靴箱を作るような折り曲げられたダンボールを用いる三次元物体の製造で知られているそれに類似した方法で材料 2 の部材に造られる適切な要素に溝をつけるかまたは適所にくるみ込むことによって）。

【 0 0 4 9 】

最後に、再びこの場合に、次いでそれからなされる使用に起因して一旦容器 1 が完成すると、それはただ（それぞれ上下の縁部に対応する）上部および下部だけでなく、主前面 1 8（図 1 5 内に示される）、主後面 1 9（種々の折り曲げられた部分が重ね合わせられる表面）および 2 つの横方向の二次表面 2 0 をもまた備える。

10

【 0 0 5 0 】

図 8 から 1 1 が、記述される第 1 の方法の 2 つの可能な代替実施態様を示し、一方図 1 3 および 1 6 が第 2 の方法の 2 つの代替実施態様を示す。しかしながら、それらが両立すると仮定するならば、1 つの方法に対して記述される代替実施態様の全てが他の方法に適用されさえすることができることが注意されるべきである。

【 0 0 5 1 】

すでに示されたように、図 8 および 9 は材料 2 の開始部材がまた、突起 8 と共に作り出される場合を示す。この場合、突起 8 は第 2 のホルダ 4 の底部要素 2 1 を形成するためにシートの残りに対して 9 0 ° でおよびそれ自体の上に 9 0 ° で折り曲げられなければならない。突起 8 の折り曲げられた外端部は、材料 2 の部材の 2 つの横方向部分 1 6 の重ね合わせられた部分の間に次いで固定されることができる。

20

【 0 0 5 2 】

対照的に、図 1 0 および 1 1 において、この方法に関する唯一の代替実施態様が、U 型の切れ目 9 から始めて外へ移動する複数の小さな横切れ目 2 2 を造る追加的なステップから成る。更に詳細に下記で説明されるように、前記切れ目は第 2 のホルダ 4 内に受け器をロックするために実際には折り曲げられることができる一組のタブ 2 3 を識別する。

【 0 0 5 3 】

タブ 2 3 の使用に代わるものとして、受け器がまた、図 1 2 に示すように、横方向部分 1 6 内に鏡面法で造られる 2 つのノッチ 3 5 によって形成されるスリット 3 4 を用いて、第 2 のホルダ内にロックされることができる。実際、スリット 3 4 は 2 つのノッチ 3 5 を重ね合わせることによって形成される。

30

【 0 0 5 4 】

対照的に、図 1 3 は、スリット 3 4 のない容器 1 の場合および第 2 の受け器をロックするための他のシステムを示す。

【 0 0 5 5 】

図 1 2 から 1 6 にて図示したように、他の実施態様において、この方法がまた、それぞれのホルダ 3、4 内に配置される受け器を下から支持するために完成した容器 1 内の内部に折り曲げられることができる要素 3 7 の境界を決めるために材料の部材内にいくつかの小さな切れ目 3 6 を造るステップを含むことができる。

【 0 0 5 6 】

40

最後に、図 1 6 内に示される場合では、上縁部 5 は支持用ハンドル 3 3 を形成するために完成した容器 1 内に互いに重ね合わせられるように設計された 2 つの突出部分 3 2 を備える。しかしながら、他の実施態様では、ハンドルはまた、他の方法で得られることができる。

【 0 0 5 7 】

上記の記述は、本発明に従う容器 1 の好ましい実施態様を製造するための出願人によって発明された方法を包含する。

【 0 0 5 8 】

対照的に、下記の記述は容器 1 それ自体の詳細を提供し、それは明らかに、要求に従い、ちょうど今記述されたもの以外の方法を用いて製造されることができさえする。

50

【 0 0 5 9 】

本発明によれば一般に、容器 1 は、移動中に消費されるべき少なくとも 1 つの食品（例えばフレンチフライ、ポップコーン、その他）を含有するためのまたは移動中に消費されるべき食品または飲物を含有する第 1 の受け器を支持するための、第 1 のホルダ 3 を形成する第 1 の部分 2 4、および第 1 の部分 2 4 に接続されてかつ食品または飲物を含有する第 2 の受け器を支持するための第 2 のホルダ 4 を形成する少なくとも第 2 の部分 2 5 を備える。図 1 から 1 1 内に例示される実施態様では、第 1 の部分 2 4 は、少なくとも下壁 2 6 および下壁 2 6 に連結される少なくとも周辺横方向壁 2 7 を備え、したがって、横方向壁 2 7 と共に少なくとも第 1 のホルダ 3 を形成する。対照的に、図 1 2 から 1 6 の場合では、第 1 のホルダ 3 は、第 1 の部分 2 4 によって形成されるリングの内側部分によって形成されて（直接食品でなく）第 1 の受け器だけを支持するように設計されている。

10

【 0 0 6 0 】

有利には、例示された実施態様の全てにおいて、リング状である第 2 の部分 2 5 の内側部分によって、第 2 のホルダ 4 が形成される。

【 0 0 6 1 】

本発明の創意に富んだ態様によれば、容器 1 の使用のための位置において、第 1 のホルダ 3 および第 2 のホルダ 4 は、一方が他方の上におよび一方が他方の下に配置され、ならびに、それらは、食品または第 1 の受け器をそれに / から挿入して除去するための第 1 のホルダ 3 への、および第 2 の受け器をそれに / から挿入して除去するための第 2 のホルダ 4 へのユーザ独立アクセスを可能にするような方法で互いに間隔を置かれる。

20

【 0 0 6 2 】

好ましい実施態様では、第 1 のホルダ 3 は、第 2 のホルダ 4 より上に配置される。しかしながら、他の実施態様では、第 1 のホルダ 3 が第 2 のホルダ 4 の下に配置されることが可能でさえある。任意の場合において、有利には好ましい実施態様では、第 1 のホルダ 3 および第 2 のホルダ 4 が使用中に一方の重心の垂直投影が他方を通過するというような方法で、互いに実質的に位置合わせされる。

【 0 0 6 3 】

好ましい実施態様では、容器 1 はさらに第 1 の部分 2 4 におよび第 2 の部分 2 5 に固定されてかつ下部ホルダへのアクセスのための少なくとも 1 つの開口 2 9 を形成する少なくとも第 3 の接続部分 2 8 を備える。特に、例示された実施態様において、第 3 の部分 2 8 は、第 1 の部分 2 4 の横方向壁でおよび第 2 の部分 2 5 での両方で単一部材を形成する 2 つの横方向シヨルダを備える。開口 2 9 はまた、第 1 の部分 2 4 と第 2 の部分 2 5 との間の前面 1 8 に存在する自由空間によって形成される。

30

【 0 0 6 4 】

受け器の保持を容易にするために、容器 1 は有利には第 1 のホルダ 3 内にまたは第 2 のホルダ 4 内に挿入される受け器を底部から保持するための少なくとも第 1 の保持手段 3 0 を備える。例示される実施態様では第 1 の保持手段 3 0 は、第 2 のホルダ 4（図 7 および 1 5）に関しては第 2 の部分 2 5 によって形成されるリングの内側部分および第 1 のホルダ 3（図 1 5）に関しては第 1 の部分 2 4 によって形成されるリングの内側部分を少なくとも部分的に備えることができ、部分 2 4、2 5 は下方へ減少する断面で作られている。実際、このように、適切に大きさを調節することにより、（飲物用のカップのような）円錐台などの形状を有する従来の受け器がリングの内側部分内にしっかりとくさびでとめられることを保証することが、可能である。

40

【 0 0 6 5 】

さらに、またはそれに代わるものとして、第 1 の保持手段 3 0 が第 1 のホルダ 3 内にまたは第 2 のホルダ 4 内に取り付けられる少なくとも 1 つの底部要素 2 1 を備えることができる。その実施態様が図 9 内の第 2 のホルダに対して例示され、ここで、底部要素 2 1 は上述の折り曲げられた突起 8 を備える。底部要素 2 1 は、さもなければ第 2 のホルダ 4 の底部内の穴を通して落ちる可能性がある（小さなプラスチックボトルのような）円柱形の受け器を保持するためにとりわけ有利である。対照的に、図 7 の場合には、第 1 のホ

50

ホルダ 3 での第 1 の保持手段 3 0 の効果は、下壁 2 6 によって保証される。

【 0 0 6 6 】

しかしながら、他の実施態様では、第 1 の保持手段 3 0 は第 1 のホルダ 3 内に（図 1 2 から 1 6 内のように）または第 2 のホルダ 4 内にそれぞれ配置され、かつホルダ 3、4 の内部の方へカンチレバー - スタイルで延在する一つ以上の突出要素 3 7 を備えることができる。

【 0 0 6 7 】

図 1 0 および 1 1 に示すように、容器 1 はまた、上部から第 1 のホルダ 3 内にまたは第 2 のホルダ 4 内に挿入される受け器を保持し、したがって、受け器を関連のホルダ 4 から偶然に離れることから防ぐための第 2 の保持手段を備えることができる。

10

【 0 0 6 8 】

図 1 1 内に例示される第 1 の好ましい実施態様では、第 2 の保持手段はそれらが、その除去を防ぐ、第 2 のホルダ 4 内に含有される受け器をロックする第 1 の位置（例示されない）とそれらがその除去を可能にする第 2 の位置（図 1 0 内に例示される位置）との間を移動することが可能な一つ以上のロックタブ 2 3 を備える。

【 0 0 6 9 】

図 1 0 内に例示される実施態様の場合、容器 1 を形成する材料 2 の部材の横方向縁部に対して実質的に垂直である 3 つの切れ目によって境界を決められる、（異なる受け器サイズに対して）容器 1 の各側に対する 2 枚のタブ 2 3 がある。タブ 2 3 が容器 1 の内部の方へ折り曲げられる時、第 2 の位置から第 1 の位置への各タブ 2 3 の通過が生じる。

20

【 0 0 7 0 】

対照的に、図 1 5 内に示される第 2 の実施態様では、第 2 の保持手段が受け器の上部（例えばカップの縁部）が挿入されることができるとも 1 つのスリット 3 4 を備える。

【 0 0 7 1 】

有利には、スリット 3 4 は第 3 の接続部分 2 8 に作られる。

【 0 0 7 2 】

最後に、例示されない他の実施態様では、容器はまた、図 1 6 内に示されるもののような、支持用ハンドル 3 3 のような他の要素を備えていることができる。

【 0 0 7 3 】

本発明に従う容器 1 の使用は、上記の記述からすぐに生じる。

30

【 0 0 7 4 】

実際、実際問題として容器 1 は実質的に垂直に（下縁部 6 を下方へ）配置され、および、食品または第 1 の受け器が第 1 のホルダ 3 内に挿入される。ユーザがまた、（例えば飲物用の、カップまたは小さなボトルのような）第 2 の受け器を保持している場合、彼は、（例示される実施態様では第 3 の部分 2 8 によって規定される自由空間を通して）上方から第 2 のホルダ 4 内にそれを挿入することができる。

【 0 0 7 5 】

その時、ユーザは片手で容器 1 の任意の部分を保持する一方、飲食のために彼の他の方の手を用いることができる。飲物用の受け器がその中に挿入されるストローを有する場合、ストローが前部開口 2 9 で外へ突き出すように造られることができるので、ユーザは第 2 のホルダ 4 から受け器を除去せずにそれから飲むことができる。

40

【 0 0 7 6 】

ダンボールのような半分硬い材料でできている容器 1 が用いられる場合に注意されるべきことは、それが関連のホルダ 3、4 内に挿入される時、受け器が円錐台の形状などを有する場合、その重量は、それが各部 2 4、2 5 を変形させて、多角形の断面を備えたリングを事実上円形であるかまたはそれ自体のものにマッチするように形状化される断面を備えたリングに変化させることを可能にすることである。寸法に従い、図 7 または 1 5 の容器 1 の場合には、受け器は下向きの方に第 2 の部分 2 5 から部分的に出てくる。

【 0 0 7 7 】

50

本発明は、重要な利点をもたらす。

【0078】

第一に、本発明に従う容器は、一方では2つの品目（食品および/または飲物）が別々に保持されることを可能にし、かつ他方では従来技術容器と比べて支えるのが絶対的に簡単である。実際、下部をさらに保持するために、垂直にそれをつかむことで容器の上部を支えるので十分である。さらに、容器は曲がった腕（飲むかまたは食品をピックアップする時の典型的な位置）でまたは胴体に沿って伸ばされる腕で容易に支持されることができる。実際、容器がその重心と比べてより高くつかまれているので、重力が常に容器を垂直に、すなわち、その使用を意図される位置に保持する傾向があるので、偶然に内容物をこぼすことは、事実上不可能である。

10

【0079】

さらに、本発明に従う容器は折り曲げられた材料の単一シートからさえ容易に造られることができ、それが明らかに安価でおよび使い捨ての品目としてさえ問題なしでそのように用いられることができることを意味する。

【0080】

最後に、注意されるべきことは、本発明は製造するのが相対的に容易であることおよび、本発明を実現するのに結びつけられるコストがあまり高くないことである。

【0081】

上記した本発明は、変更されることができておよび発明の概念の範囲からそれによって逸脱することなくいくつかの方法で適応されることができる。

20

【0082】

さらに、本発明の全ての詳細は他の技術的等価要素および用いられる材料と置換されることができ、同じく、種々の構成要素の形状および寸法は、要求に従って変化することができる。

【符号の説明】

【0083】

- 1 本発明に従う容器
- 2 材料
- 3 第1のホルダ
- 4 第2のホルダ
- 5 上縁部
- 6 下縁部
- 7 横縁部
- 8 突起
- 9 U型の切れ目
- 10 材料のフラップ
- 11 材料のバンド
- 12 材料のバンド
- 13 第1の湾曲した横折り目線
- 14 第2の湾曲した折り目線
- 15 第3の折り目線
- 16 材料の横方向部分
- 17 折り目線
- 18 主前面
- 19 主後面
- 20 横方向二次表面
- 21 底部要素
- 22 横切れ目
- 23 タブ
- 24 第1の部分

30

40

50

- 2 5 第 2 の部分
- 2 6 下壁
- 2 7 周辺横方向壁
- 2 8 第 3 の接続部分
- 2 9 開口
- 3 0 第 1 の保持手段
- 3 2 部分
- 3 3 ハンドル
- 3 4 スリット
- 3 5 ノッチ
- 3 6 切れ目
- 3 7 突出要素

【 図 1 】

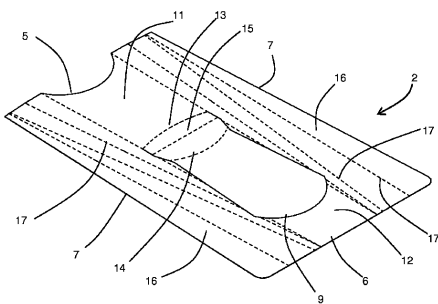


FIG. 1

【 図 3 】

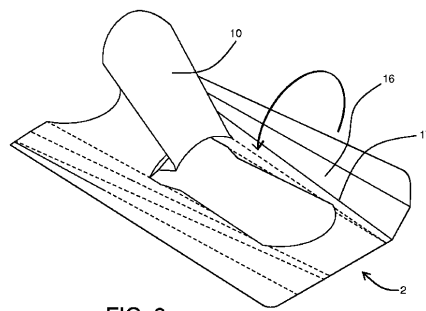


FIG. 3

【 図 2 】

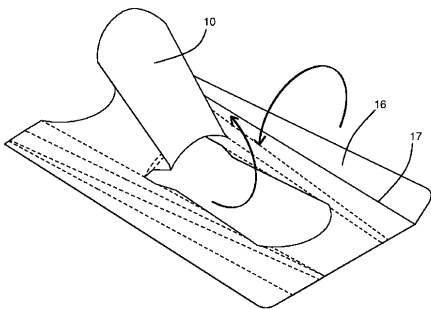


FIG. 2

【 図 4 】

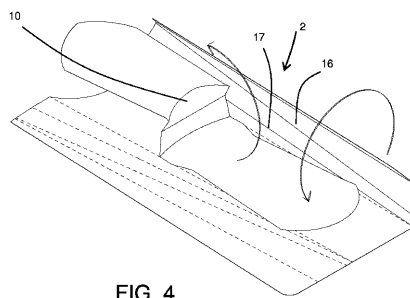


FIG. 4

【 図 5 】

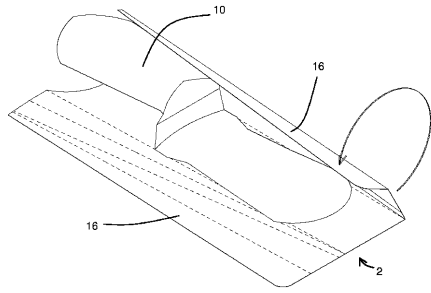


FIG. 5

【 図 6 】

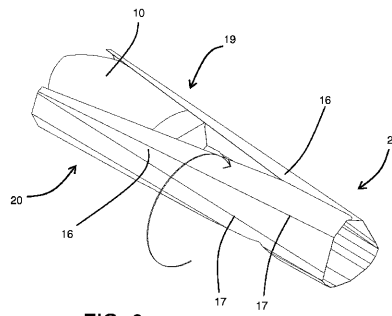


FIG. 6

【 図 7 】

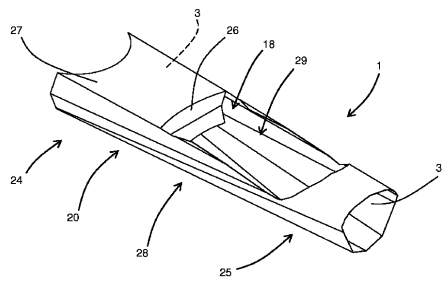


FIG. 7

【 図 8 】

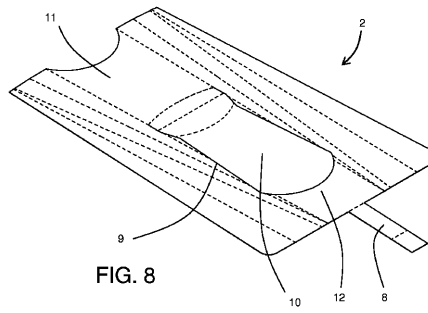


FIG. 8

【 図 9 】

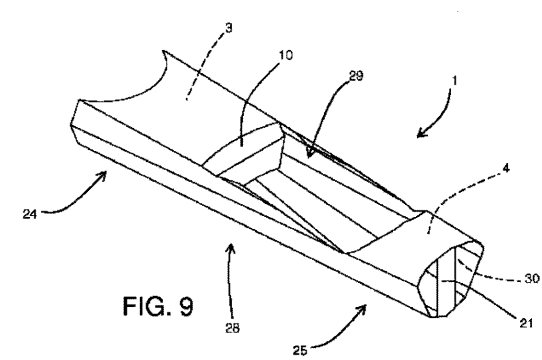


FIG. 9

【 図 1 1 】

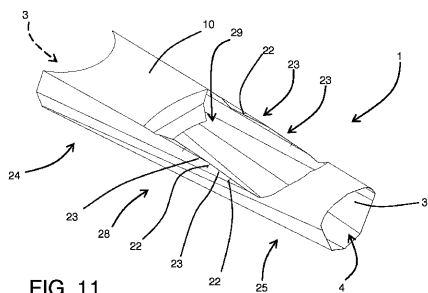


FIG. 11

【 図 1 2 】

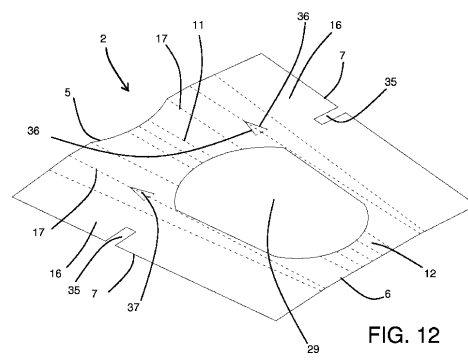


FIG. 12

【 図 1 0 】

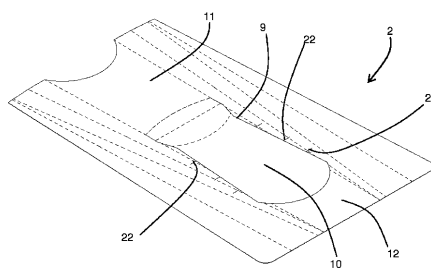


FIG. 10

【 13 】

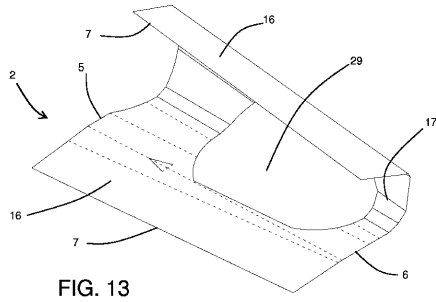


FIG. 13

【 14 】

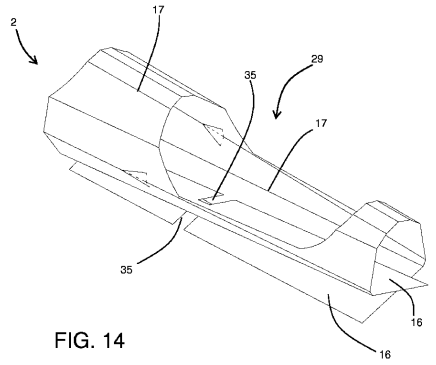


FIG. 14

【 15 】

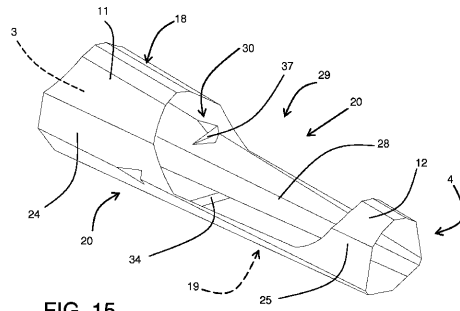


FIG. 15

【 16 】

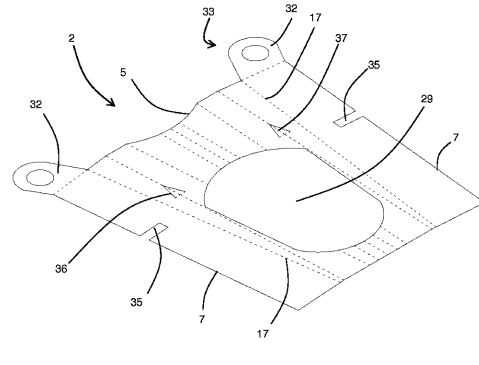


FIG. 16

フロントページの続き

(56)参考文献 米国特許出願公開第2005/0133580(US, A1)
特開2007-326638(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D5/00 - 5/76

B65D3/00 - 3/30

A47G19/06